

公益財団法人国際湖沼環境委員会の役員等の報酬等及び費用の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人国際湖沼環境委員会（以下「当財団」という。）定款第19条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用の支給の基準として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、役員等の報酬、各種手当その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用を含まないものとする。
- (5) 費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等を含まないものとする。

(報酬等)

第3条 当財団は、役員等の職務の遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表に定める範囲内で理事長が理事会の承認を得て、決定する年俸を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員には、報酬等を支給しない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、常勤役員又は非常勤役員が当財団の事務局長を兼ねる場合は、役員等としての報酬等は支給しない。

(費用)

第4条 常勤役員には通勤手当を支給し、その額は当財団の給与規則の例によるものとする。ただし、常勤役員が当財団の事務局長を兼ねる場合は、常勤役員としての通勤手当は支給しない。

- 2 役員等には、その職務遂行のために要する費用を支給することができる。
- 3 前項の規定により支給する費用のうち、旅費の額は当財団の旅費規則の例によるものとする。

(支給方法)

第5条 常勤役員の報酬は、年俸を12等分し職員給与の支給日に支給する。

- 2 常勤役員の費用の支給方法は、当財団の各規則等に準じ給する。
- 3 非常勤役員及び評議員の費用の支給方法は、理事長が定める。
- 4 役員等がその職務遂行のために負担する費用のうち、特に必要と認める費用については、前もって支払うことができる。

(就任又は退任等による場合の報酬)

第6条 新たに常勤役員が就任したときは、その日から日割計算を行った報酬を支給する。

2 常勤役員が退任したとき、又は非常勤となったときは、その日までの日割計算を行った報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日までの日割り計算を行った報酬を支給する。

(公表)

第7条 当財団は、この規則を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規則の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補足)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年 6月14日から施行する。

(別 表)

	報酬年額の範囲
常勤役員	6,000,000円以内